

# 令和3年度交通等災害遺児進学・就職支援金のご案内

## 申請期限

令和4年1月7日（金）まで

## 支援金給付内容

小学校卒業生	中学校卒業生	高等学校卒業生
1名につき <b>5</b> 万円	1名につき <b>10</b> 万円	1名につき <b>15</b> 万円



## 給付対象

### 【対象となる災害】

- 《交通》車両、船舶、航空機等による交通に起因する災害
- 《労働》労働者等の業務上の理由による災害
- 《天災等》風水害、地震その他の異常な自然現象に起因する災害及び火災

### 【対象となる遺児等】

親又は養育者が、上記災害等により、死亡又は重度障がい（身体障がい者等級表による級別1級かつ身体障がい者手帳保持）の状態となった小学校・中学校・高等学校を卒業予定の児童・生徒。  
※令和4年3月に卒業する県内在住の災害遺児等が対象です。

## 給付申請方法

給付申請書に必要事項を記入するとともに、必要書類を添付の上、愛媛県社会福祉協議会にご提出ください。

### 【申請に必要な書類】

- 1 給付申請書
- 2 申請年度の学生証又は在席証明書等（在学を証明するもの）の写し
- 3 下記書類のうち、いずれか1点
  - (1) 災害遺児福祉手当証書等の受給を証する書類の写し
  - (2) ①交通・労働・天災により死亡又は身体障がい者となったことがわかる書類の写し（自動車安全運転センター事務所長、警察署長、労働基準監督署長等の発行する証明書等）  
②親の死亡（又は身体障がい者等級1級）及び死亡者と災害遺児等との関係がわかる公的書類の写し（戸籍謄本又は戸籍抄本等）  
※①と②を合わせて提出
  - (3) 居住地区の民生児童委員（主任児童委員）の確認書（市町社会福祉協議会にお問い合わせください。）

### 〔給付申請書及び様式の入手方法〕

愛媛県社会福祉協議会のホームページ（<https://www.ehime-shakyo.or.jp>）からダウンロードするか、市町社会福祉協議会の窓口でお受け取りください。



## 給付の決定等

- 提出された申請書を愛媛県社会福祉協議会が審査し、給付の有無を決定します。
- 審査結果については愛媛県社会福祉協議会から申請者に対して直接通知します。

## 申請書提出先

社会福祉法人愛媛県社会福祉協議会 総務企画部 経営管理課  
〒790-8553 松山市持田町三丁目8番15号  
TEL 089-921-8344 / FAX 089-921-8939  
Eメール keiei@ehime-shakyo.or.jp / URL <https://www.ehime-shakyo.or.jp>

## 令和3年度 交通等災害遺児進学・就職支援事業実施要綱

### 1 目的

本事業は、交通等災害により、親が死亡又は重度障がいの状態となった愛媛県内の小学校・中学校・高等学校を卒業する児童・生徒（以下、「災害遺児等」という。）に対し、進学・就職支援金（以下、「支援金」という。）を支給することで、災害遺児等が進学・就職するにあたっての経済的支援を行うことを目的とする。

### 2 実施主体

社会福祉法人愛媛県社会福祉協議会

### 3 申請期限

令和4年1月7日（金）まで

### 4 給付対象の範囲・給付額

次に掲げる対象の範囲で、社会福祉法人愛媛県社会福祉協議会（以下、「県社協」という。）会長が適当と認めた者。

#### (1) 対象の範囲

##### ①対象となる災害

交通：車両、船舶、航空機等による交通に起因する災害
労働：労働者等の業務上の理由による災害
天災等：風水害、地震その他の異常な自然現象に起因する災害及び火災

##### ②対象となる遺児等

親又は養育者が、上記①に掲げる災害により、死亡又は重度障がい（身体障がい者等級表による級別1級かつ身体障がい者手帳保持）の状態となった小学校・中学校・高等学校を卒業予定の児童・生徒。 ※中学校は、中等教育学校の前期課程、特別支援学校の中等部を含む。 ※高等学校は、中等教育学校の後期課程、高等専門学校（専攻科は除く）、特別支援学校の高等部を含む。
---

#### (2) 支援金給付額

区 分	給 付 額
令和4年3月に <small>小学校</small> を卒業予定の災害遺児等	1名につき5万円
令和4年3月に <small>中学校</small> を卒業予定の災害遺児等	1名につき10万円
令和4年3月に <small>高等学校</small> を卒業予定の災害遺児等	1名につき15万円

### 5 給付申請者

申請時において、愛媛県内に居住し、かつ給付対象の災害遺児等を扶養している保護者とする。  
※保護者とは、県内に住所を有し親権を行う者、後見人その他の者であって、給付対象の災害遺児等を現に養育している者をいう。

## 6 給付申請方法

下記表に掲げる書類を添付し、「3 申請期限」に記載の期限内に、県社協へ提出する。

区 分	No.	提出書類等
必 須	1	給付申請書（様式第1号）
	2	申請年度の学生証又は在学証明書等（在学を証明するもの）の写し。 ※学生証は学年が分かるものをご準備ください。
選 択 ※3～5の いずれかを 提出	3	災害遺児福祉手当証書等の受給を証する書類の写し
	4	①交通・労働・天災により死亡又は身体障がい者となったことがわかる書類の写し（自動車安全運転センター事務所長、警察署長、労働基準監督署長等の発行する証明書等） ②親の死亡（又は身体障がい者等級1級）及び死亡者と災害遺児等との関係がわかる公的書類の写し（戸籍謄本又は戸籍抄本等） ※①と②を合わせて提出
	5	居住地区の民生児童委員（主任児童委員）の確認書（様式第2号）

※給付を決定するにあたり、上記以外の書類の提出を求める場合がある。

## 7 申請書の受理・給付の決定

- (1) 県社協は、提出された申請書を審査し、給付を受ける者を決定する。  
なお、審査の方法は別に定める。
- (2) 県社協は、給付決定後、給付申請者に対し、給付決定通知書を送付する。

## 8 支援金の交付

- (1) 県社協は、申請書に記載の送金指定口座へ振込によって支援金を給付する。
- (2) 送金指定口座名義は、原則として対象遺児の名義とする。ただし、口座を持たない場合は、給付申請者の名義で対応できるものとする。

## 9 個人情報保護等

- (1) 本事業で取得した個人情報は、県社協個人情報保護規程に基づき厳正に管理するとともに、本事業及び下記以外の目的には使用しない。  
※審査時において、市町社会福祉協議会（以下、「市町社協」という。）に対し、申請書類記載内容を照会できるものとする。  
※今後、継続した支援を企画する場合等において、市町社協からの求めに応じ、給付決定状況等を情報提供できるものとする。
- (2) 本事業で取得した個人情報は、市町社協及び災害遺児等であることを証明する機関又は個人においても厳正に管理され、本事業以外の目的に使用しないよう求める。
- (3) 本事業について必要な事項は、県社協会長が別に定める。

## 10 申請に関する相談窓口

- (1) 県社協：本事業及び申請書類の書き方等、本事業全般に関すること
- (2) 市町社協：居住地区の民生児童委員に関すること等

## 11 申請書提出先

社会福祉法人愛媛県社会福祉協議会 総務企画部 経営管理課（担当：吉川・楠井）

〒790-8553 松山市持田町三丁目8番15号

TEL 089-921-8344 / FAX 089-921-8939

Eメール keiei@ehime-shakyo.or.jp / URL <https://www.ehime-shakyo.or.jp>